

【第 1 章】計画の策定にあたって

① 計画策定の背景と趣旨

令和 6 年度をもって「第 2 期真狩村子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することから、子どもの権利保障やこども・子育て施策を総合的・計画的に推進するため、「こども大綱」を勘案した「真狩村こども計画」を策定します。

すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことが、こども計画の目的となります。

② 計画の位置づけと計画の対象

本計画は、本村のまちづくりの総合的な指針である「真狩村総合計画」や「真狩村地域福祉計画」、「真狩村障害者計画」、「真狩村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略」などの計画との調和と整合性を図りながら、こども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画であるほか、以下の計画を包含して策定します。

- ・市町村こども計画
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・市町村行動計画
- ・市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
- ・市町村子ども・若者計画

本計画は、こども基本法、子ども・子育て支援法、児童福祉法、子ども・若者育成支援推進法等を踏まえ、対象を 0 歳から 30 歳未満のこども・若者とします。

③ 計画期間と策定体制

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

また、こども・若者の支援施策の進捗状況等に乖離がある場合は、必要に応じて計画の見直しを検討します。

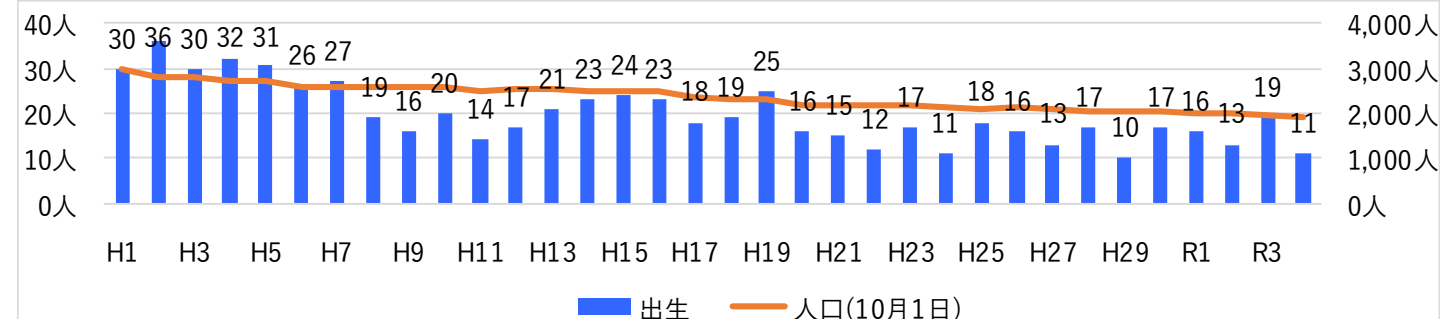
本計画を策定するにあたっては、村内在住の未就学児童の保護者、小学生の保護者・中学生の保護者、小学 5・6 年生と中学生、15～29 歳の若者を対象とした子育て世帯やこども・若者の生活実態・事業に関するアンケート調査から、現在の状況やニーズの把握を行いました。

施策推進に関係する課等に対し施策目標に関わる事業や取組について聞き取り調査を行い、関係各課の意見を集約しました。

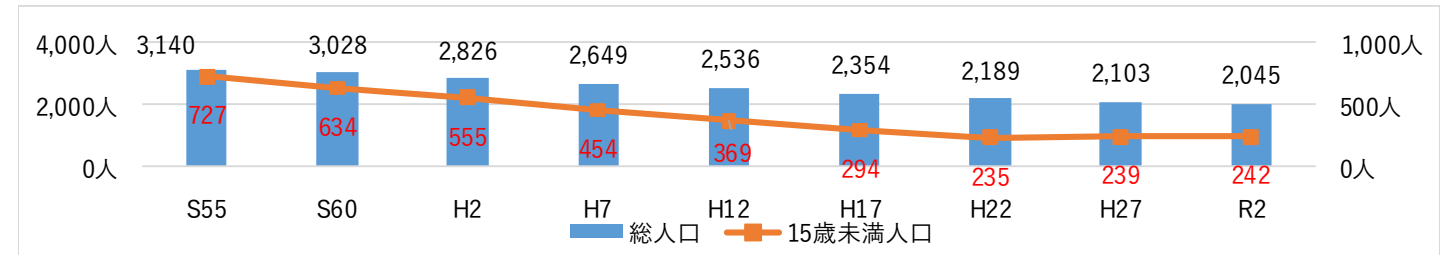
【第 2 章】こどもと家庭を取り巻く状況

① 本村の状況

■本村の人口と出生数



■本村の 15 歳未満の人口推移



② アンケート調査の概要とこども・若者をめぐる課題

■アンケート調査の概要

調査目的	こども施策に反映させるため 生活や環境をより良くするため こども・若者支援施策に反映させるため
調査対象	①村内在住の就学前児童がいる保護者（61 世帯） ②村内在住の小学生がいる保護者（59 世帯） ③村内在住の中学生がいる保護者（40 世帯） ④村内在住の小学 5・6 年生（27 名）、中学生（41 名）（計 68 名） ⑤村内在住の 15 歳から 29 歳の方（174 名）
調査方法	配達等により対象保護者に送付 Google フォームにて回答
調査期間	①、②、③、⑤令和 6 年 10 月 15 日～令和 6 年 11 月 8 日 ④令和 6 年 10 月 22 日～令和 6 年 11 月 8 日
回答・回収率	①19 世帯 31.1% ②18 世帯 30.5% ③ 8 世帯 20.0% ④39 名 57.4% ⑤40 名 23.0%

■こども・若者をめぐる課題

課題テーマ	内容
安心して出産・子育てができる支援の充実	本村では、こどもの人口の変化を見据え、こども・子育て支援サービスの一定の量を確保しながら、妊娠・出産から学童期までのこどもの健やかな成長、そして自立に向けた取組を展開してきました。今後もニーズの把握と質の向上に努め、継続的な取組を進めるとともに、こどもから若者まで切れ目のない支援を提供していくことが重要です。
こども・若者が健やかに育ち、自立できる環境作り	小さなこどもから若者まで、誰もが安心して健やかに暮らすことができるよう、安全管理対策や関係者への支援の徹底及び安全・安心の村づくりを推進していくことが重要です。 こどもから若者まで、成長期において経験する発達段階に応じた学習や遊び、体験活動は、確かな学力、豊かなこころ、健やかな体といった生きる力を養うために重要であることから、行政、家庭、学校・園、地域が連携し、多様な活動や他者との交流の機会を充実させる必要があります。
こども・若者の育ちを支える環境作り	核家族世帯の増加とともに、共働き世帯の割合が増加しています。これまで世帯で担っていた子育てが難しくなることが考えられる中、地域や子育て家庭同士のつながりを大切にしながら、支え合っていくことが必要です。
困難を抱えるこども・若者に対する支援の充実	社会生活を円滑に営むうえで困難を有するこども・若者は、本人や家族が、貧困、虐待、いじめ、不登校、発達障害等の複合的な課題を有する場合があるため、福祉、教育、保健等、多分野の関係機関が連携、協力し、丁寧に切れ目なく支援することが必要です。
貧困に関する支援の充実	貧困問題は、こども・若者の学力向上への影響、自己肯定感や自尊感情を損なうなど、健全な成長や発達を阻害する要因となることから、こころのケアに取り組むことが重要です。

虐待からこどもの命と権利を守る取組の充実	学校や保育所のみならず、こどもに関わるあらゆる機関は、子育てに何らかの課題等を抱えている家庭を早期に把握し、必要な機関との円滑な連携のもと、虐待を重篤化させない取組が重要です。 虐待を受けたこども・若者はここに深い傷を負うため、心理的サポート等を提供することで、自己肯定感や自尊感情を損なうことなく自己を確立し、社会的に自立した個人として成長することを支援する仕組みづくりが重要です。
----------------------	--

【第3章】計画の基本的な考え方

■施策体系

【基本理念】	【基本方針】	【主な取組の方向性】
こどもの笑顔咲く未来づくり ～ふれあいと子育ての村づくり～	①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る	・こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
	②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく	・こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映 ・こども・若者の社会参加の推進 ・こどもの居場所づくりの推進 ・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援
	③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する	・社会全体でのこども・子育て支援の取組の推進 ・生活環境の整備 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 ・多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ・18歳成年に伴う主権者教育等の充実とキャリア教育の推進 ・地域特性を活かした多様な教育機会の提供 ・子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ・こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
	④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする	・こどもの貧困対策 ・障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
	⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む	・高等教育の修学支援 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ・共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
	⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する	・施策の推進体制等

■基本理念

こどもの笑顔咲く未来づくり
～ふれあいと子育ての村づくり～

すべてのこどもたちが輝きをもちながら健やかに育ち、父母やその他の保護者が生きがいと喜びを子育てに感じることができる環境を整備するとともに、次代の子育て世代となる若者の子育てに対する不安を解消し、安心してこどもを産み、育てられる環境を整備し、地域全体で子育てを理解し・携わり・支えていくことが実現できる村づくりを目指します。

未来の担い手となるこどもたちの笑顔は、すべての世代の笑顔へと咲き広がっていきます。こども一人ひとりのそれぞれの芽が伸び伸び、すくすくと育ち、やがて大輪の笑顔を咲かすことができるように住民と行政とがしっかりと手を取り合って、子育て家庭を地域全体で支援していきます。



【第4章】施策の展開 及び【第5章】計画の目標値等

① 子ども・子育て支援事業に関する方向性

■事業の方向性

事業項目	事業の方向性
利用者支援事業	関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行いながら地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
一時預かり事業	真狩村地域子育て支援センターの利用時間については1時間早めて午前9時からとし、保護者の利便性の向上に努めています。
放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない5年生以上のニーズがあるため、安全で楽しい空間、場所の確保により受け入れを検討します。
地域子育て支援拠点事業	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。
妊婦健康診査事業	妊婦の健康状態やお腹の赤ちゃんの発育などを身体測定や血液・血圧・尿などの妊婦健診を受けることで、病気などの早期発見、早期治療に努めます。
乳児家庭全戸訪問事業	育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか子育て支援に関する情報提供等と親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。
養育支援訪問事業	不適切な養育状態にあり、虐待の恐れやそのリスクを抱えると認められる家庭については専門的な支援を実施します。
子育て短期支援事業	蘭越町にある児童養護施設北海愛星学園に委託し、原則7日以内の宿泊を伴う預かりや平日夜間又は休日に預かりを行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることに努めています。
子育て援助活動支援事業	今後、事業の委託などを含めて体制の整備を図ることに努めます。
延長保育事業	保護者のニーズを十分に検討しながら、開所時間の延長について保育士の確保を含めた体制整備を図ることに努めます。
病児保育事業	近隣町村や医療機関と協議を進め、広域的な対策を検討する必要があります。
子育て世帯訪問支援事業	今後、ニーズが顕在化したときにスムーズに対応ができるよう、事業の委託などを含めて、体制の整備を図ることに努めます。
児童育成支援拠点事業	近隣町村とも協議を進め、広域的な対策を検討する必要があります。
親子関係形成支援事業	ニーズの把握を行いながら、こどもとの接し方を学ぶ機会の提供により、こどもの健やかな育ちのためのより良い親子関係形成支援体制の構築に努めます。
妊婦等包括相談支援事業	現在、伴走型相談として妊娠届出時・出産前・出産後の1人あたり計3回を基本として面談を実施しており、妊娠・子育ての不安を解消し、ニーズに応じた支援につながるよう、継続してサービスを提供するよう努めます。
乳児等通園支援事業	国の実施要綱等を確認しながら、事業の実施に向けた検討を進めます。
産後ケア事業	本村の救急医療を担うJA北海道厚生連俱知安厚生病院でも宿泊型・デイサービス型の事業がスタートされる予定となっており、当該事業の開始に合わせ、本村の産後ケア事業においてもサービスの拡充を検討し、利便性の向上を図るよう努めます。

【第6章】計画の推進

次代を担うこども自身から高齢者まで、全世代で子育て支援を担う参加意識の高揚を図るとともに、関係機関が一体となり子育て支援を推進します。

住民に対して積極的に情報を提供していくとともに、行政と各種団体、地域住民との協力を強化します。本計画の進行管理については、「真狩村子ども・子育て会議」や関係機関において、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について評価していきます。

また、計画に定める量の見込みなどが大幅に変動する場合は、必要に応じて計画の一部見直しを行います。